

鹿児島市就学前教育・保育施設整備交付金施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安心して子どもを育てることができる体制の整備を促進するため、本市が定める市町村整備計画等に基づき社会福祉法人等が行う就学前教育・保育施設整備事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、当該社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するについて、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、こども家庭庁の就学前教育・保育施設整備交付金要綱（以下「交付金要綱」という。）により本市がこども家庭庁から就学前教育・保育施設整備交付金の交付決定又は内示を受けた社会福祉法人等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する団体等は補助金の交付対象者とししない。

- (1) 鹿児島市暴力団排除条例（平成26年条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 役員等が鹿児島市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- (7) 前各号のいずれかに該当する団体等であることを知りながら当該団体等と取引をしている団体等

(補助金の交付対象施設、補助率等)

第3条 補助金の交付対象施設及び補助率については、別表のとおりとし、補助金の基準額、対象経費その他の算定方法については、交付金要綱に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、別に補助金の金額等を決定することができる。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第4条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、鹿児島市就学前教育・保育施設整備交付金施設整備費補助金交付申請書（様式第1。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請一覧表（様式第2）

- (2) 申請額（変更）算出内訳書（様式第3）
- (3) 事業（変更）計画書（様式第4）
- (4) 歳入歳出予算（見込）書抄本
- (5) 暴力団排除に関する誓約・同意書
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請書の提出期限は市長が指定する日とし、その提出部数は2部とする。
（補助金の交付の条件）

第5条 規則第6条第4項に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第5）により速やかに市長に報告しなければならないこと。ただし、補助事業者等が全国的に事業を展開する組織の1支部（支社、支所等を含む。）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（本社、本所等を含む。以下同じ。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- (2) 前号の規定により市長に報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を本市に納付させることがあること。
- (3) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合、補助金の全部又は一部を本市に納付させることがあること。
- (4) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除き、寄付金等の資金提供を受けてはならないこと。
- (5) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (6) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど本市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。
- (7) その他規則及びこの要綱に規定する補助事業者等に係る事項を遵守すること。
- (8) 第2号及び第3号を除く前各号の条件に違反した場合、補助金の全部又は一部を本市に納付させることがあること。

（補助事業の内容等の変更）

第6条 規則第6条第1項第1号の規定により市長の承認を受けるべき補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分で30パーセントを超える増減
- (2) 補助事業の内容等の変更で、実施箇所、建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）、建物等の用途、利用定員及び工法等に係る変更

2 前項に該当することとなった場合において、規則第6条第2項の規定による補助事業の内

容等の変更承認申請を行うときは、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 補助金の額に変更が生じないとき。

ア 変更後の事業（変更）計画書（様式第4）

イ 変更後の歳入歳出予算（見込）書抄本

(2) 補助金の額に変更が生じるとき。

ア 変更後の申請額（変更）算出内訳書（様式第3）

イ 変更後の事業（変更）計画書（様式第4）

ウ 変更後の歳入歳出予算（見込）書抄本

3 市長は、前項の規定による補助事業の内容等の変更を承認する場合においては、当該申請に係る変更により補助金の額に変更が生じないときにあつては鹿児島市就学前教育・保育施設整備交付金施設整備費補助金事業変更承認通知書（様式第6）により、補助金の額に変更が生じるときにあつては鹿児島市就学前教育・保育施設整備交付金施設整備費補助金交付変更決定通知書（様式第7）により補助事業者等に通知するものとする。

4 前条の規定は、前項の規定による補助金の交付変更決定について準用する。

（状況報告）

第7条 規則第12条の規定による状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 施設の整備に係る工事に着工したときは、鹿児島市就学前教育・保育施設整備交付金施設整備費補助金工事着工報告書（様式第8）により、工事に着工した日から10日以内に市長に報告する。

(2) 工事進捗状況については、鹿児島市就学前教育・保育施設整備交付金施設整備費補助金工事進捗状況報告書（様式第9）により毎年12月末日現在の状況を翌月の10日までに市長に報告する。

（実績報告）

第8条 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、規則第14条の規定により鹿児島市就学前教育・保育施設整備交付金施設整備費補助金実績報告書（様式第10。以下「実績報告書」という。）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 精算額一覧表（様式第11）

(2) 精算額内訳書（様式第12）

(3) 報告書（様式第13）

(4) 歳入歳出決算（見込）書抄本

(5) その他市長が必要と認める書類

2 実績報告書の提出は、補助事業の完了の日（補助事業を廃止したときは、その承認を受けた日）の翌日から起算して20日以内（当該期限が当該年度の末日を超えるときは、同日ま

で)とし、その提出部数は2部とする。

(補助金の返還)

第9条 規則第19条第1項に該当することとなった場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者等の申請により返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合は、申請の内容を記載した書面に当該補助事業に係る補助金の目的を達成するため講じた措置、当該補助金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて市長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第10条 規則第23条に規定する財産処分の制限に、取壊し及び廃棄を加える。

2 規則第23条第2号に規定する別に定める財産は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具とする。

3 規則第23条ただし書に規定する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示第384号)に定める期間(以下「処分制限期間」という。)とする。

(帳簿及び証拠書類の保管)

第11条 補助事業者等は、規則第11条に規定する書類、帳簿等を補助事業の完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、本文の期間の経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。

(併給の禁止)

第12条 補助事業者等は、補助事業の対象経費と重複して他の財政的援助を受けることはできない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則 (令和5年4月1日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、本市がこども家庭庁から令和5年度就学前教育・保育施設整備交付金の内示を受けた日から適用する。

(鹿児島市保育所等整備交付金施設整備費補助金交付要綱及び鹿児島市認定こども園施設整備補助金交付要綱の廃止)

2 鹿児島市保育所等整備交付金施設整備費補助金交付要綱(平成28年6月30日施行)及び鹿児島市認定こども園施設整備補助金交付要綱(平成29年2月21日施行)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に改正前の鹿児島市保育所等整備交付金施設整備費補助金交付要綱及び鹿児島市認定こども園施設整備補助金交付要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市就学前教育・保育施設整備交付金施設整備費補助金交付要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

別表（第3条関係）

補助金の交付対象施設		補助率
区分	定義	
保育所	1 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所 2 平成10年4月9日付け児発第302号厚生省児童家庭局長通知「保育所分園の設置運営について」に基づき設置する保育所分園	3 / 4
認定こども園	1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園 2 認定こども園法第3条第1項に基づく認定を受けたもの又は第3項の認定を受けたもの及び同条第11項による公示がなされたもの 3 認定こども園法第3条第1項に基づく認定を受けることができるもの又は第3項の認定を受けることができるもの及び同条第11項による公示がなされ得るもの 4 平成28年8月8日付け府子本第555号・28文科初第682号・雇児発0803第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて」に基づき設置する幼保連携型認定こども園分園・保育所型認定こども園分園・幼稚園型認定こども園分園	
小規模保育事業所	1 児童福祉法第6条の3第10項に規定する事業を行う事業所	